

占用料等の基準

種類	細目	算定の基礎	料 金	
占用料	電柱建設（支柱、支線とも）	1本1年につき	500円	
	管類	内径127ミリメートル以内のもの	1メートル1年につき	100円
		内径127ミリメートルを超えるもの	1メートル1年につき	100円に内径が127ミリメートルを超える25.4ミリメートルまでごとに20円を加算した額
	軌条	1平方メートル1年につき	80円	
	その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	95円	
	いかだ又は木材の整理及び保管	1平方メートル1年につき	95円	
	その他のもの	その都度知事が定める額		
土砂採取料	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき	200円
		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個につき	75円
		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1個につき	150円
		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	1個につき	4,500円
		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	1個につき	9,015円
		長径120センチメートル以上のもの	1個につき	9,015円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに901円を加算した額
	砂利	1立方メートルにつき	220円	
	かき込み砂利	1立方メートルにつき	200円	
	土砂	1立方メートルにつき	170円	
	その他のもの	その都度知事が定める額		

備考 算定の基礎となる単位に満たない端数を生じたときは、当該単位まで切り上げて計算するものとする。ただし、占用許可の期間が1年未満のもの及びその端数が1年未満のものは月割りで、1月未満のものは1月として計算するものとする。